

柏崎市建設工事最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事における最低制限価格の設定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格は、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下第3条第3項において同じ。)が200万円を超える建設工事(以下「対象工事」という。)に係る競争入札に適用する。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、対象工事の予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下次項において同じ。)の算出の基礎となった次の各号に掲げる経費に、それぞれ当該各号に定めた率を乗じた額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額から、1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じた額とする。

- (1) 直接工事費 10分の9.7
- (2) 共通仮設費 10分の9
- (3) 現場管理費 10分の9
- (4) 一般管理費等 10分の6.8

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により算出した最低制限価格が、当該予定価格に10分の9.2を乗じた額を超える場合にあっては当該予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては当該予定価格に10分の7.5を乗じた額とし、それぞれ1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じた額を最低制限価格とする。

3 前2項により、最低制限価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から予定価格に10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、対象工事に最低制限価格を設定したときは、入札の公告及び指名通知においてその旨を記載することとする。

(公表)

第5条 第3条の規定により算出した最低制限価格は、入札結果公表時において公表するものとする。

(落札者の決定)

第6条 市長は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年(2019年)4月1日から施行し、平成31年(2019年)9月30日までに、新潟県柏崎市財務規則(平成16年3月10日規則第5号)第149条の検査を完了するものについては、従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年(2019年)年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年(2022年)年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年(2025年)年4月1日から施行する。